

簡易入札（見積競争）公告

1 簡易入札に付する事項

- ① 件名 アルミニウム円柱の製造
- ② 仕様等 仕様書のとおり
- ③ 納入場所 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所
- ④ 納入時期 令和3年8月18日（水）

2 競争に参加する者に必要な資格

- ① 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規程に該当しないものであること。ただし、未成年者、被補佐人又は補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ③ 国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しないもの。
- ④ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。

3 契約条項を示す場所、及び仕様書の受取方法

- ① 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町7丁目42-23
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課 調達係
TEL：0422-41-3476 FAX：0422-41-3169 e-mail：tender@enri.go.jp
- ② 当研究所ホームページの「入札・調達・契約情報」より入手、及び閲覧すること。
URL：http://www.enri.go.jp/news/nyusatu/nyusatu_index.htm
仕様書の閲覧期間 令和3年7月27日（火）まで

4 仕様等を説明する説明会の開催の有無 無

5 仕様等に対する質問

- ① 方法：電子メール（宛先：tender@enri.go.jp）
- ② 電子メール記載事項：質問内容・事業者名・担当部署・担当者・電話番号・FAX番号
- ③ 担当部署： 3. ①と同じ
- ④ 質問の受付期間：令和3年7月27日（火）17時00分まで（土・日及び祝祭日を除く）

6 見積書の提出方法、提出先（送信先）、提出期限及び結果

- ① 見積書提出方法：持参、郵送又はFAX
（但し、FAXの場合は後日、本紙を何らかの方法で提出すること。）
- ② 見積書提出先：3. ①まで
- ③ 提出締切日時：令和3年8月3日（火）13時00分まで
- ④ 結果連絡：令和3年8月3日（火）17時までに連絡
なお、見積書の提出は2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合対応できる体制であること。

7 見積書様式

任意（消費税及び地方消費税相当額込み（税率10%）の金額を記入下さい。また、必ず担当者名及び連絡先電話番号、FAX番号を記入ください）

8 簡易入札保証金及び契約保証金

免除

9 契約の無効

上記2の資格のない者の提出した見積書は、無効とする。

10 その他

見積競争の結果、予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、6. に掲げる提出期限までに提出のあったものから見積書の提出を求め、再度の見積競争をする。

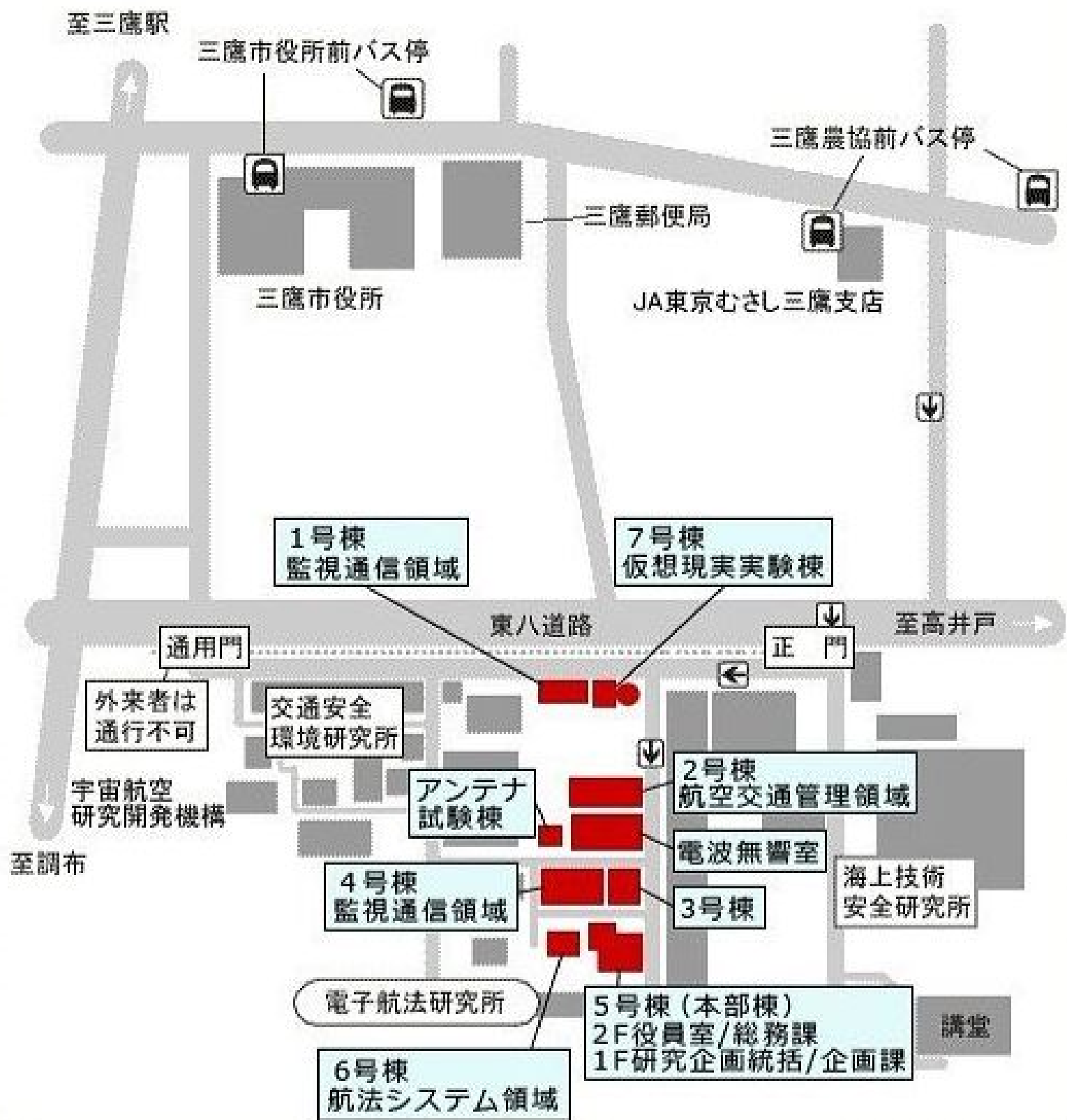
令和3年7月16日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 電子航法研究所 所長 福田 豊

※本件に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課調達係

3 電子航法研究所周辺



仕 様 書

1. 件名

アルミニウム円柱の製造

2. 製造概要

下記寸法のアルミニウム円柱を製作し納品すること。表面仕上げは加工ナリとする。

直径 1 インチ×高さ 1 インチ	50 個
直径 1/2 インチ×高さ 1/2 インチ	50 個
直径 1/4 インチ×高さ 1/4 インチ	50 個
直径 1 インチ×高さ 0.5 センチ	3 個
直径 1 インチ×高さ 1 センチ	3 個
直径 1 インチ×高さ 2 センチ	3 個
直径 1 インチ×高さ 3 センチ	3 個
直径 1 インチ×高さ 4 センチ	3 個
直径 1 インチ×高さ 5 センチ	3 個

3. 納入期限

令和 3 年 8 月 18 日（水）

4. 納入場所

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所
（東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42-23）

5. その他

- ① 本製造に基づく作業にあたっては、監督職員と詳細に渡り十分な打ち合わせを行うこと。
- ② 本仕様書記載の事項に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- ③ 本仕様書に記載のない事項は、速やかに監督職員と協議の上、その指示に従うこと。
- ④ 請負者は、当所の許可無く、本契約で知りえた情報を他に流用してはならない。
- ⑤ 作業終了後、請負者の過失に起因する不具合が発見された場合には、請負者はこれを正すための処置を請負者の責にて行わなければならない。
- ⑥ 本製造物品の納入に当たっては、当所検査職員が仕様に基づき検査を行い合格すること。